

FPフェア2019

相続法改正で変わる相続実務

課目：相続・事業承継設計

福田真弓税理士事務所
税理士 AFP認定者
福田 真弓

(復習)相続～遺産分割の流れ

相続発生

遺言あり



原則、**遺言**通りに相続
※遺留分侵害額請求の可能性あり

遺言なし



遺産分割協議を行い、相続

遺留分

相続人	遺産に対する割合
直系尊属のみ	1/3
それ以外	1/2

兄弟姉妹に遺留分はなし

法定相続分

相続人	法定相続分
配偶者・子	1/2ずつ
配偶者・直系尊属	2/3・1/3
配偶者・兄弟姉妹	3/4・1/4

遺留分は、遺言が「ある」場合の取り分
法定相続分は、遺言が「ない」場合の取り分

相続法改正の内容・背景・概要

【内容・背景】平成30年7月6日成立、同13日公布

「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」

「法務局における遺言書の保管等に関する法律」

※ 平成25年9月4日最高裁判決がきっかけ

【概要】

遺留分

- P4 ▶
- ・金銭債権化
 - ・算定方法の見直し

遺産分割

- P7 ▶
- ・持戻し免除の意思表示推定規定
 - ・遺産分割前の預貯金の払戻し制度

遺言

- P12 ▶
- ・自筆証書遺言の方式緩和
 - ・自筆証書遺言の保管制度創設

配偶者の 居住の権利

- P16 ▶ 配偶者居住権(長期)／配偶者短期居住権

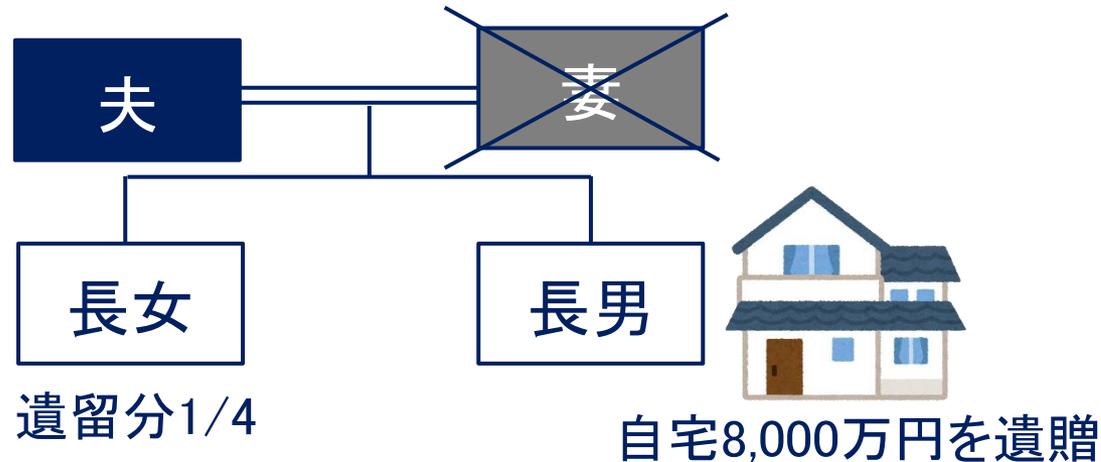
特別の寄与

- P21 ▶ 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

遺留分

- ・金銭債権化
- ・算定方法の見直し

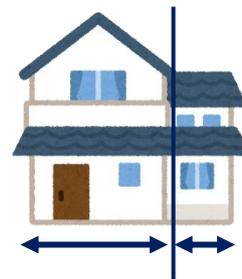
遺留分減殺請求権→遺留分侵害額請求権へ



【改正前】遺留分減殺請求権

「遺留分を返せ！」

その瞬間
遺産は共有に
(**物権**的効果)



自宅の持分が
長男3/4
長女1/4に

【改正後】遺留分侵害額請求権

「遺留分を払え！」

その瞬間
金銭債権に



長男が長女に
2,000万円
支払う義務

遺留分侵害額請求権－民1046～1048－

遺留分権利者は
義務者に遺留分侵害額相当の金銭支払いを請求できることに

施行日

令和1年7月1日以後の相続に適用

ポイント

- 【法的性質】 物権→金銭債権 金銭以外を渡すと譲渡所得課税
- 【時効】 以下のいずれか早い方
 - ・相続開始及び遺留分を侵害する遺贈があったことを知った時から1年
 - ・相続開始時から10年
- 【請求順】 遺贈→死因贈与→贈与の順
- 【相続税】 修正申告・更正の請求 or 当事者間で精算
- 【注意点】
 - ・換価時の所得税は、遺留分義務者のみの負担に
 - ・キャッシュをすぐに準備できない場合、裁判所による期限の許与あり
 - ・金銭債権は権利行使から5年で消滅時効にかかる

遺留分義務者は生前からのキャッシュ準備が必須に

遺留分算定方法の見直し—民1044—

遺留分算定に含める相続人への贈与は、相続開始前10年に限ることに

遺留分算定の基礎財産 = 相続財産 + 贈与 - 債務

対象となる贈与の範囲	改正前	改正後
相続人への贈与 (特別受益とされるもの)	期間制限なし	<u>10年間</u>
相続人以外への贈与	1年間	1年間
<u>権利者に損害を加えることを 知って行った贈与</u>	期間制限なし	期間制限なし

原則、贈与後10年たてば、遺留分侵害額請求の対象にならず

施行日

令和1年7月1日以後の相続に適用

遺産分割

- ・持戻し免除の意思表示推定規定
- ・遺産分割前の預貯金の払戻し制度

(復習)特別受益の持戻しとは

- 特別受益

被相続人→相続人への「贈与」は、相続財産の前渡しであると考えその分を相続財産に持戻し、相続分を計算する制度



- 特別受益となる「贈与」の範囲

婚姻又は養子縁組のため、または、「生計の資本として」の贈与

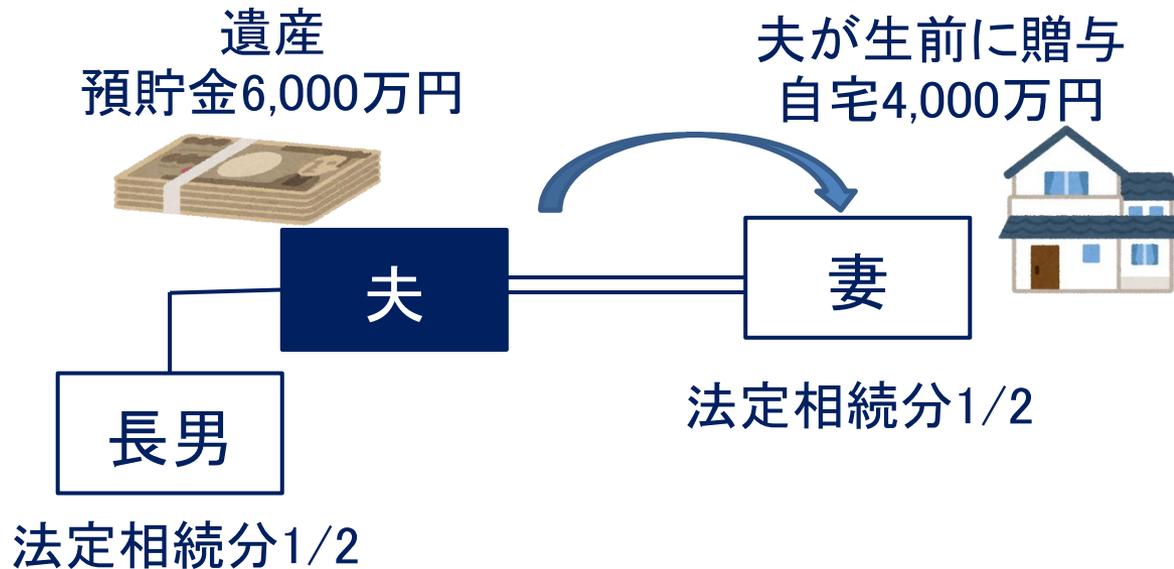


特別の事情のない限り、
「相当額の贈与」はすべて生計の資本としての贈与に該当
特別受益として持戻し対象になる

【参考】東京家裁審判 平成21年1月30日

月10万円超の送金は生計の資本としての贈与、それ以下の送金は親族間の扶養的金銭援助

(改正前)配偶者への居住用財産の贈与



贈与=特別受益



遺産の前渡しと考え
相続時の取り分から
減らされる

【遺産分割による取得額】 1億円を1/2ずつ

長男 預貯金5,000万円 妻 5,000万円 - 4,000万円 = 預貯金1,000万円

妻の最終的な取得額は、生前贈与があってもなくても同じ

持戻し免除の意思表示推定規定－民903条4項－

婚姻期間20年以上の夫婦間で、居住用不動産の遺贈や贈与があった場合は特別受益(遺産の前渡し)とは考えず、遺産分割の対象から除外できる

施行日

令和1年7月1日以後の相続に適用

(施行日以後の相続でも、それ以前の遺贈や贈与には適用なし)



【遺産分割による取得額】 6,000万円を1/2ずつ

長男 預貯金3,000万円

妻 預貯金3,000万円

【注意点】

- ・ 遺言がある場合(遺留分計算上)の考え方はP6
- ・ 贈与税の配偶者控除との違い
- ・ 「みなす」ではなく「推定する」。念のため証拠も残すこと

(まとめ) 相続時の生前贈与の取扱い

「考慮すべき贈与」と「しなくてよい贈与」、それぞれ範囲が異なるので注意

【(復習)相続税法】

Q. 生前贈与加算の対象になる贈与は？

A. 相続で財産を取得した人(相続人以外も)への相続開始前3年以内の贈与

【民法・遺留分】P6参照

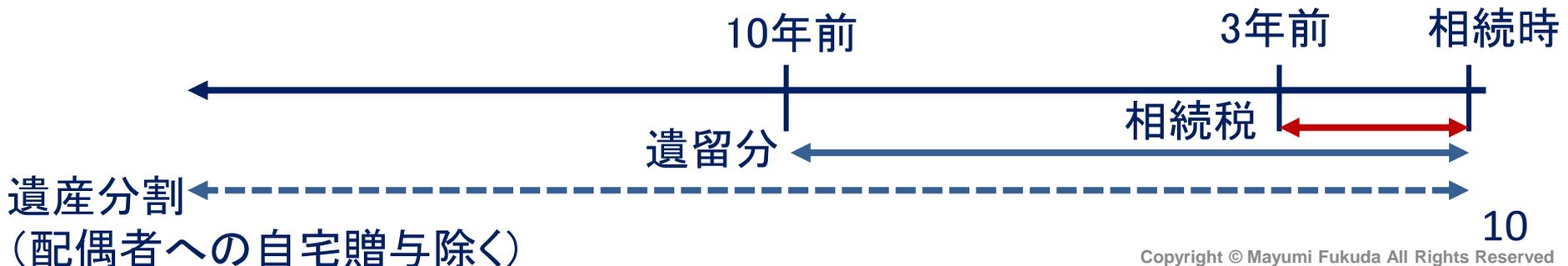
Q. 遺留分侵害額請求の対象になる贈与は？(対相続人)

A. (改正前)過去すべて→(改正後)相続開始前10年以内

【民法・遺産分割】P9参照

Q. 遺産分割の対象になる贈与は？

A. 過去すべて(改正なし)。ただし、配偶者への自宅の贈与は除外(創設)



遺産分割前の預貯金の払戻し制度 — 民909条の2—

施行日 令和1年7月1日以後の払戻しから、遺産分割協議の成立前でも各相続人が単独で一定額を引き出せる(遺産の一部分割とみなす)

相続時の各口座の預金残高 × 3分の1 × その相続人の法定相続分
※ただし、金融機関ごとの上限額は150万円

遺産分割における公平性を図りつつ、相続人の資金需要に対応できるよう、預貯金の払戻し制度を設ける。

- (1) 預貯金債権の一定割合(金額による上限あり)については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関の窓口における支払を受けられるようにする。
- (2) 預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和する。



(1) 家庭裁判所の判断を経ずに払戻しが受けられる制度の創設
遺産に属する預貯金債権のうち、一定額については、単独での払戻しを認めるようにする。
(相続開始時の預貯金債権の額(口座基準)) × 1/3 × (当該払戻しを行う共同相続人の法定相続分) = 単独で払戻しをすることができる額
(例) 預金 600 万円 → 長男 100 万円払戻し可
※ただし、1つの金融機関から払戻しが受けられるのは150万円まで。

(2) 保全処分の要件緩和
仮払いの必要性があると認められる場合には、他の共同相続人の利益を害しない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められるようにする。(家事事件手続法の改正)

遺言

- ・自筆証書遺言の方式緩和
- ・自筆証書遺言の保管制度創設

自筆証書遺言の方式緩和

遺言の「本文」以外は自書不要に。

財産目録を本文と一体のものとして添付する場合、PC作成、登記事項証明書、預金通帳コピー、他人の手書きなどでもOK

参考資料

民法(相続関係)部会 参考資料

遺言書

一 長女花子に、別紙一の不動産及び別紙二の預金を相続させる。

二 長男一郎に、別紙三の不動産を相続させる。

三 東京和男に、別紙四の株式を遺贈する。

平成二十九年十二月十九日

法務五郎 (印)

上記三中、二字削除二字追加
法務五郎

別紙一

目録

一 所在 東京都千代田区霞が関一丁目
地番 ○番○号
地目 宅地
地積 ○平方メートル

二 所在 東京都千代田区九段南一丁目○番○号
家屋番号 ○番○
種類 居宅
構造 木造瓦葺2階建て
床面積 1階 ○平方メートル
2階 ○平方メートル

霞が関 (印)

法務五郎 (印)

上記二中、三字削除三字追加
法務五郎

別紙二

普通預金通帳

お名前 法務五郎様

店番 ○○ 口座番号 ○○○

※ 通帳のコピー

法務五郎 (印)

別紙三

様式例-1

表題部 (土地の表示) 調製 (区画) 不動産番号 0000000000000

地図番号 (区画) 業務特定 (区画)

所在 特別区南都一丁目 (区画)

① 地事 ② 地目 ③ 地積 m² ④ 用途 ⑤ 用途及びその目的 (登記の目的)

101系 宅地 300.00 m² ④ ⑤ (平成20年10月14日)

所有者 特別区南都一丁目1番1号 甲野太郎

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権取得	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	平成20年10月27日 第718号	原因 平成20年10月26日受理 所有権 特別区南都一丁目5番5号 佐藤五郎

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	居住権	平成20年11月12日 第807号	原因 平成20年11月12日 第807号 居住権 4.0002㎡ 利益 年2.50% (年3.65日算) 担保金 年11.5% (年3.65日算) 債務者 特別区南都一丁目5番5号 佐藤五郎 紙当権者 特別区南都一丁目3番3号 株式会社北都北都行 (仮称) 債権者 共同担保 日保09第2340号

共同担保目録

記号及び番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	手続
1	特別区南都一丁目101番の土地	1	(区画)
2	特別区南都一丁目101番地 家屋番号101番の建物	1	(区画)

平成21年5月27日 関係法務局特別出張所 登記官 法務八郎 (印)

これは登記簿に記載されている事項の全部を証明した書面である。

法務五郎 (印)

法務五郎 (印)

自筆証書遺言の方式緩和—民968—

施行日

平成31年1月13日以後に作成する自筆証書遺言に適用
(施行日前に書かれた遺言は、死亡日が施行日以後でも適用なし)

ポイント

- 目録の全ページ(両面記載なら両面)に、署名・押印が必要
- 本文と目録は別の印でもOK
- 本文と目録は別の用紙を使うこと。同じ用紙で兼ねてはダメ
- **契印**の義務はない。
ただし、「本文」と「目録」の一体性明確化のため、した方がよい
- 目録内容の加除や変更方法は従来通り

【参考】法務省HP Q&A

Q5 財産目録の添付の方法について決まりはありますか？

A5 自筆証書に財産目録を添付する方法について、特別な定めはありません。したがって、本文と財産目録とをステープラー等でとじたり、契印したりすることは必要ではありませんが、遺言書の一体性を明らかにする観点からは望ましいものであると考えられます。なお、今回の改正は、自筆証書に財産目録を「添付」する場合に関するものですので、自書によらない財産目録は本文が記載された自筆証書とは別の用紙で作成される必要があります、本文と同一の用紙に自書によらない記載をすることはできませんので注意してください。

自筆証書遺言の保管制度－遺言書保管法－

法務局に自筆証書遺言の原本の保管を申請できる。
遺言者の死亡後は保管の有無の照会や内容確認、原本の閲覧もできる

施行日 令和2年7月10日より申請可

保管時

- 【遺言書保管所】

遺言者の住所地・本籍地・所有不動産の所在地いずれかの法務局

- 【保管申請時】

- ・遺言者が「**無封の**遺言書原本」「本人確認書類」を持参、保管を申請
- ・保管官が「申請者の本人確認」と「遺言の外形的確認」
- ・遺言者に保管していることを証する書面を交付
- ・保管所は原本を保管、画像情報を遺言書保管ファイルに電磁的記録
- ・手数料・保管期間は未定
- 【閲覧】遺言者はいつでも可。他の者は有無確認・閲覧共に不可
- 【撤回・返還】遺言者はいつでも可。原本は返却、画像データも消去



遺言者

自筆証書遺言の保管制度－遺言書保管法－

死亡後

- 【保管の有無照会】誰でも／どの保管所でも「遺言書保管事実証明書」または「保管されていない旨の証明書」が交付される(死亡後、自動的に相続人に保管の有無は通知されない)
- 【内容確認】相続人・受遺者・遺言執行者／どの保管所でも「遺言書情報証明書(遺言書画像データを印刷したもの)」が交付される
- 【原本閲覧】相続人・受遺者・遺言執行者／原本保管している保管所
- 死亡後、「遺言書情報証明書」の交付や原本の閲覧があったときはすべての相続人・受遺者・遺言執行者に、保管の事実が通知される
- 家庭裁判所の検認手続は不要
- 相続人等への原本の交付は不可
- 相続手続きは、「遺言書情報証明書」を使って行う



相続人
受遺者
遺言執行者

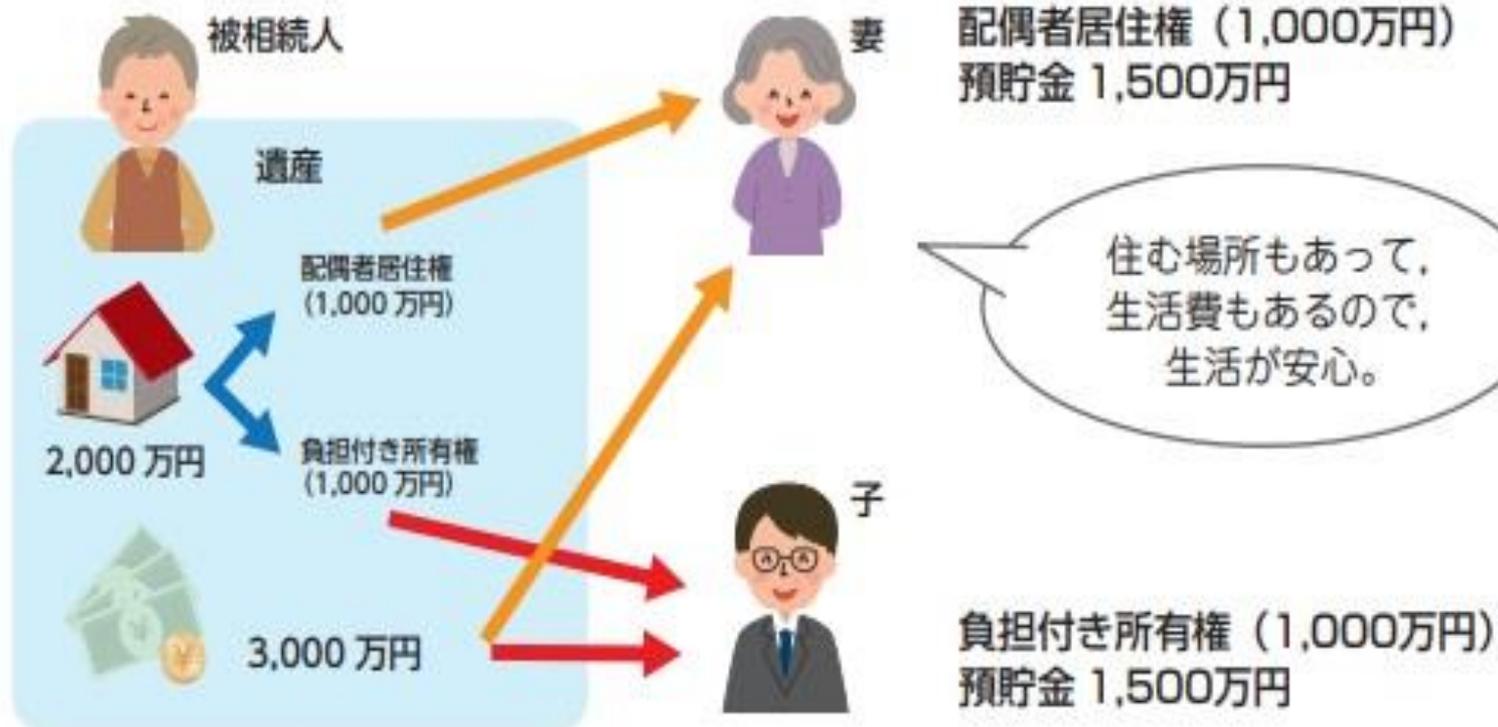
偽造防止のため、緩和方式で作成した自筆証書遺言は
保管制度を利用した方がよい

配偶者の居住の権利

- ・配偶者居住権（長期）
- ・配偶者短期居住権

「配偶者居住権」の創設

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。



配偶者居住権 ー 民1028～1036ー

配偶者が、相続開始時に被相続人名義の建物に無償で住んでいた場合
原則、死亡時まで無償で住み続けられる権利が創設

施行日

令和2年4月1日以後の相続に適用

(施行日以後の相続でも、それ以前の遺贈には適用しない)

ポイント

- 【要件】相続開始時、被相続人が建物所有、配偶者が居住
(同居要件なし)
- 【取得原因】遺産分割協議・遺贈(死因贈与)・審判
- 【期間・対価】終身・無償。遺言や遺産分割で期間を定めても可
- 【財産評価・課税】遺産分割・相続税上の価値あり。相続税課税
配偶者死亡時・期間満了時に消滅。相続税・贈与税課税なし
合意解除・放棄による消滅には贈与税課税
- 【費用負担】通常必要費は配偶者、それ以外の費用は所有者
- 【注意点】
 - ・ 建物が第三者と共有の場合は設定不可。登記可。譲渡不可
 - ・ 増改築・第三者の使用収益には、所有者の承諾が必要
 - ・ 持戻し免除の意思表示推定規定(P9)対象

(参考)配偶者居住権の評価

法務省ホームページ「長期居住権の簡易な評価方法について」参照

- 精緻な評価方法※1

長期居住権 = (建物賃料相当額 - 配偶者負担の必要費) × 年金現価率※2

- 簡易な評価方法※3 固定資産税評価額と配偶者の平均余命を使い評価

建物

①配偶者居住権 + ②所有権

② = 固定資産税評価額 × $\frac{\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} + \text{残存年数}^{\ast 4})}{\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}}$ × ライプニッツ係数

① = 固定資産税評価額 - ②

敷地

③配偶者居住権に基づく敷地利用権 + ④所有権

甲案(ライプニッツ係数利用)・乙案(敷地利用権割合利用)があり

※1 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会

※2 長期居住権の存続期間及び割引率に対応する年金現価率

※3 法務省法制審議会民法(相続関係)部会

※4 終身の場合、配偶者の平均余命

配偶者居住権の評価(税務上)ー相法23の2ー

建物

- ①配偶者居住権

$$\text{建物の時価}^{\ast 1} - \text{建物の時価} \times \frac{\text{残存耐用年数}^{\ast 2} - \text{存続年数}^{\ast 3}}{\text{残存耐用年数}} \times \text{複利現価率}^{\ast 4}$$
- ②所有権

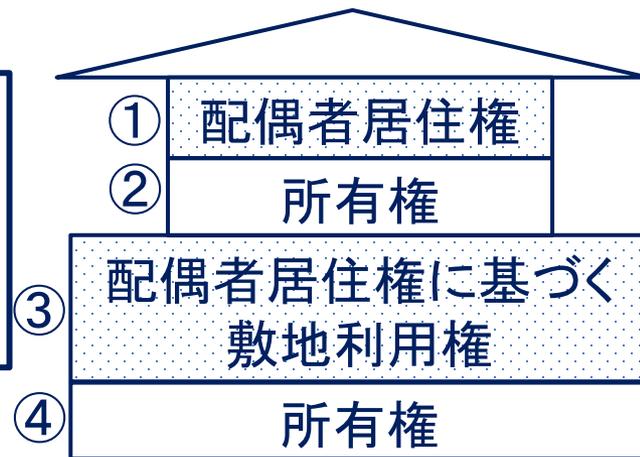
$$\text{建物の時価} - \text{①}$$

敷地

- ③配偶者居住権に基づく敷地利用権

$$\text{土地の時価}^{\ast 1} - \text{土地の時価} \times \text{複利現価率}^{\ast 4}$$
- ④所有権

$$\text{土地の時価} - \text{③}$$



※1 相続税評価額

※2 所得税上の住宅用建物の法定耐用年数×1.5ー建築経過年数

※3 厚生労働省作成「完全生命表(5年ごと)」における配偶者の年齢・性別に応じた平均余命。
 期間の定めがある場合はその年数(配偶者の平均余命が上限)

※4 存続年数に応じた法定利率による複利現価率 《算式》 $1/(1+r)^n$ r:民法の法定利率 n:配偶者居住権の存続年数

配偶者短期居住権 — 民1037～1041 —

配偶者が、相続開始時に被相続人名義の建物に無償で住んでいた場合
最低6か月間は無償で住み続けられる権利が創設

施行日

令和2年4月1日以後の相続に適用

ポイント

- 【期間】
 - 居住建物が遺産分割協議の対象になる場合
「遺産分割協議の成立日」「相続開始後6か月経過日」の
いずれか遅い日まで
 - 居住建物が遺贈された場合・配偶者が相続放棄した場合
居住権消滅の申入れから6か月経過日
- 【財産評価】遺産分割・相続税上の価値はゼロ
- 使用のみ。収益不可

通常の相続では問題にならない

特別の寄与

相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

(復習) 寄与分 — 民904条の2—

● 寄与分

被相続人の財産の維持または増加に特別の貢献をした「相続人」がいる場合、その人の相続分に寄与分を加える制度

相続人以外の者は、被相続人の介護に尽くしても、相続財産を取得することができない。

事例 亡き長男の妻が、被相続人の介護をしていた場合



● 被相続人が死亡した場合、相続人（長女・次男）は、被相続人の介護を全く行っていなかったとしても、相続財産を取得することができる。

● 他方、長男の妻は、どんなに被相続人の介護に尽くしても、相続人ではないため、被相続人の死亡に際し、相続財産の分配にあずかれない。

特別の寄与 — 民1050 —

相続人以外の親族が、無償で被相続人の療養看護等を行い
財産の維持増加に特別の寄与をした場合、
相続開始後、**相続人に金銭(特別寄与料)**を請求できる

施行日

令和1年7月1日以後の相続

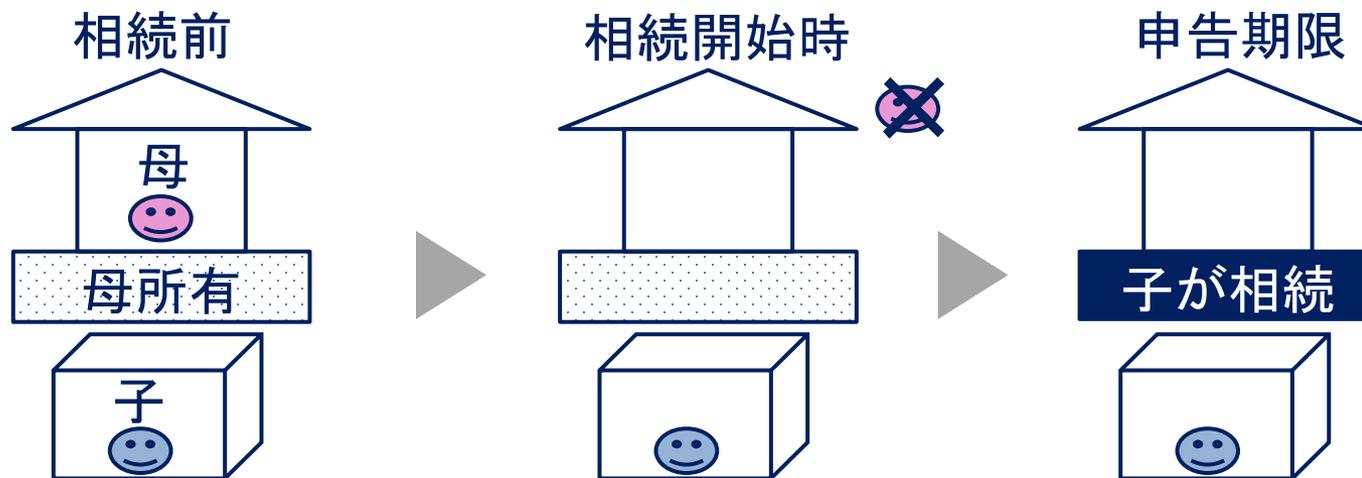
ポイント

- 【請求できる者】親族(=6親等内血族、3親等内姻族)
- 【権利行使期限】以下のいずれか早い方
 - ・ 相続開始及び相続人を知った時から6か月
 - ・ 相続開始時から1年
- 【方法】相続人と協議 → 家裁へ処分を請求
- 【課税】
 - ・ 受け取った親族
 - …被相続人からの遺贈とみなして相続税課税、2割加算対象
 - ・ 支払った相続人…相続税の課税価格から控除

改正後も基本的には、遺言で対処すべき問題

小規模宅地等の特例

特定居住用・別居親族 —平成30年度税制改正—



相続開始日	別居親族のうち
H30.3.31以前	相続開始前3年以内に、 <u>自分又は自分の配偶者の所有する国内にある家屋に住んだことがないこと</u>
H30.4.1以後※	<ul style="list-style-type: none"> ● 所有判定(相続開始時に居住していた家屋を過去に所有していたことがないこと) ● 居住判定(相続開始前3年以内に、<u>自分・配偶者・3親等内の親族・特別の関係のある法人</u>が所有する、国内にある家屋に住居したことがないこと)

※経過措置

令和2年3月31日までに亡くなった場合、平成30年3月31日時点で改正前の要件を満たしていたときは、改正後の要件を満たしているとして適用可